

令和 7 年度製菓衛生師試験のお知らせ

静岡県

お問合せ先

保健所、保健所支所、保健所分庁舎又は健康福祉部衛生課

1 試験日時及び場所

- (1) 日 時 令和 7 年 7 月 29 日 (火) 午後 1 時～午後 3 時 (12 時 45 分までに着席)
(2) 試験会場 静岡県コンベンションアーツセンター (グランシップ)
(静岡市駿河区東静岡二丁目 3 番 1 号)

2 受験願書の受付

- (1) 受付期間 令和 7 年 5 月 12 日 (月) から 5 月 16 日 (金) まで
(午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 4 時まで)
(2) 受付場所 保健所、保健所支所及び保健所分庁舎

3 試験科目及び出題数

- (1) 衛生法規 (4 題) (2) 公衆衛生学 (9 題) (3) 食品学 (6 題) (4) 食品衛生学 (12 題)
(5) 栄養学 (6 題) (6) 製菓理論及び実技 (23 題) 計 60 題

4 受験資格及び提出書類

	受 験 資 格	提 出 書 類				
		ア	イ	ウ	エ	オ
1	中学卒業者であって、都道府県知事の指定を受けた製菓衛生師養成施設において 1 年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者	○	○	○	製菓衛生師養成施設のもの	×
2	中学卒業者であって、2 年以上菓子製造業に従事した者	○	○	○	中学卒業以上のもの	○
3	旧国民学校令による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令による中等学校の課程を修了した者で、2 年以上菓子製造業に従事した者	○	○	○	中学卒業以上のもの	○
4	製菓衛生師法の施行された昭和 41 年 12 月 26 日現在菓子製造業に従事していて、菓子製造業に従事した期間が通算して 3 年以上ある者	○	○	○	×	○
5	厚生省令で定めるところにより 2 及び 3 の者と同等以上の学力があると認められるもので 2 年以上菓子製造業に従事した者	○	○	○	製菓衛生師試験受験資格認定書又はその写し	○

ア 製菓衛生師試験受験願書 (正副 1 部ずつ、計 2 部)

イ 試験手数料 9,400 円 (静岡県収入証紙) ※納入された試験手数料は返還しません。

ウ 写真 (出願前 3 か月以内に撮影した上半身・正面・無帽・無背景でかつ、縦 4.5 cm×横 3.5 cm のもの)

エ 卒業証書の写し、卒業証明書又は修了証明書等 (正副 1 部ずつ、計 2 部)
(卒業証書についても必ず原本を持参すること。窓口で確認後返却します。)

オ 菓子製造業従事証明書 (正副 1 部ずつ、計 2 部)

カ 菓子製造業従事証明者の印鑑登録証明書 (従事証明者が個人の場合のみ。6 か月以内のもの)

キ 製菓衛生師試験出願者入力原票 (受験願書提出時に、受付窓口において記入)

ク 「製菓理論及び実技」科目の免除を申し出る者は、菓子製造技能士 1 級又は 2 級の技能検定合格証書

※ 令和 6 年度の本県の製菓衛生師試験に出願している場合、令和 6 年度の受験票の添付をもって、提出書類のエ、オ、カを省略できます。なお、令和 6 年度製菓衛生師試験の受験票は再交付しません。

※ 卒業証明書等及び令和 6 年度の受験票に記載されている氏名を変更している場合 (例：婚姻による姓の変更) には、その変更がわかる書類 (戸籍抄本等。出願前 6 か月以内のもの) を提示すること。

※ パートタイムやアルバイトで菓子製造業に従事した者については、週 4 日以上かつ 1 日 6 時間以上の勤務で 2 年以上従事した者を除き、菓子製造業に従事した者とは認められません。

5 願書記入上の注意事項

- (1) 黒のインクを使い、かい書で丁寧に記入すること。修正する場合は、二重線で見え消しすること。
- (2) 電話欄には日中連絡の取れる電話番号を記載し、連絡先欄には電話番号の連絡先（職場名称、携帯電話等）を記入すること。
- (3) 住所欄は、記載された住所宛てに受験票を送付するため、現住所を正確に記入すること。
- (4) 学歴の学校名欄には卒業証明書類等の学校名を、また入学、卒業等年月欄には、入学、卒業等年月日を記入のうえ、入学、卒業（修了、中退）の別を併記すること。
- (5) 職歴には、勤務順により勤務先の名称等を記入すること。
職務内容記入例：〇〇製造、〇〇事務従事等、就職期間記入例：〇年〇か月
- (6) 記入欄が足りない場合は、適当な用紙を補足して記入してください。
- (7) 写真は願書正本の写真欄に、はがれないようにしっかり貼りつけること。

6 菓子製造業従事証明書記入上の注意事項

- (1) 営業許可年月日及び番号欄には、従事していた当時の許可年月日と番号を、また、従事した業務の内容欄には、和菓子、洋菓子製造等、具体的な内容を記入すること。
- (2) 原則として従事施設の経営者と組合代表者の証明が必要ですが、組合代表者の証明が得られない場合、従事施設の経営者の従事証明によることができます。（従事施設が県外の場合も同様。）
- (3) 証明印には経営者や組合長等の職印が用いられていること。証明者が個人の場合は印鑑登録している印を用い、印鑑登録証明書（出願前6か月以内のもの）を添付すること。
- (4) 経営者が夫妻・親子・兄弟等の関係にある場合は、証明者として認められないため、所属団体の長等第三者から証明してもらうこと。（証明者が法人の代表者にあっても同様。）
- (5) 複数の施設に従事している場合、1枚の証明書への連記による証明も認めます。
- (6) 加筆や訂正は証明者が行い、二重線で見え消しのうえ、証明者の証明印が訂正印として捺印されていること。

7 受験票の送付

受験票は6月下旬に発送するので、7月11日（金）までに届かない場合は、健康福祉部生活衛生局衛生課（電話 054-221-2446）へ御連絡ください。

8 試験当日の持ち物

受験票、鉛筆（HBの黒）、消しゴム、時計（携帯電話やウェアラブル端末等の使用は認めません。）

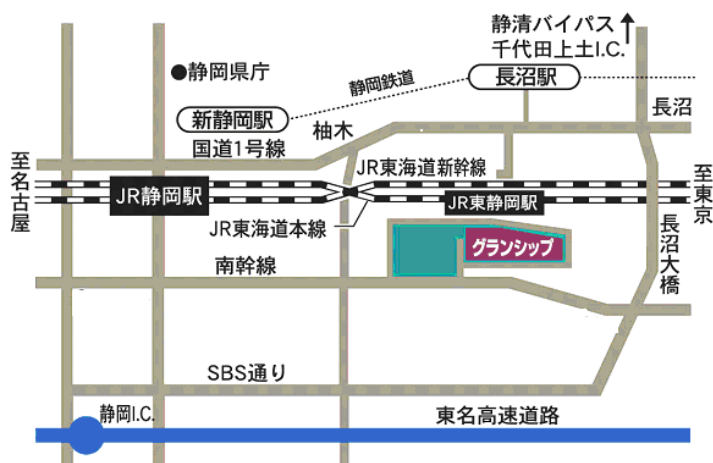
9 合格発表

- (1) 令和7年8月28日（木）正午に保健所、保健所支所及び保健所分庁舎並びに静岡県ホームページ（<http://www.pref.shizuoka.jp>）において合格者の受験番号を掲載します。電話、メールなどでの問い合わせには、一切応じられません。
- (2) 合格証書は願書を提出した保健所、保健所支所及び保健所分庁舎の窓口において交付します。郵送による交付は行わないので、必ず受取りに行ってください。

会場案内

公共交通機関を御利用いただきますようお願いします。

静岡鉄道「長沼駅」から徒歩10分
JR「東静岡駅」から徒歩3分



※天候等により試験を中止する場合等は、試験当日の午前8時までに静岡県公式ホームページにおいてお知らせします。



静岡県 製菓衛生師試験